

川崎市役所新本庁舎 実施設計説明書

令和2(2020)年7月 川崎市

■新本庁舎の基本目標

川崎市新本庁舎は、「川崎市本庁舎等建替基本計画」にて定められた以下の5つの基本目標を踏まえ計画します。

基本目標①－防災・危機管理

市民の安全で安心な暮らしを確保するため、
発災時には災害対策活動の中核拠点として十分に機能する庁舎とします。

- 災害対策活動の中核拠点として十分に機能するよう、高い耐震性能と業務継続性を確保します。
- 発災時の迅速な初動体制の確立に資するとともに、国や他自治体からの支援を受ける拠点として十分に機能する庁舎とします。
- 発災時に様々な目的に転用できるスペースや備蓄機能を確保します。

基本目標②－施設機能・経済性

すべての利用者に配慮し、効率的な執務が可能で、経済性が高く、
将来の変化に柔軟に対応できる持続可能な庁舎とします。

- 全市的な計画や施策の企画・立案などを担う本庁の機能と、議事機関である議会の機能の円滑な執行に資する庁舎とします。
- 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するとともに、分散した事務室を集約し、狭あい解消などにより効率的な執務環境を確保することで、市民サービスの向上に資する庁舎とします。
- 市民に開かれた空間と、個人情報等を扱う執務空間の動線の分離などにより、セキュリティを確保します。
- 経済性や建物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減などに配慮します。

基本目標③－環境配慮

地球温暖化対策の積極的な推進による、
環境にやさしい庁舎とします。

- 最新の環境配慮技術の導入や再生可能エネルギーの積極的な利用により、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減をめざします。
- 市民や企業の環境配慮実施のモデルとなることをめざします。
- CASBEE 川崎の評価で最高ランク「S」をめざします。

基本目標④－文化・おもてなし

川崎市の文化などの情報を発信するとともに、
国内外からのお客様をもてなし、市民からも親しまれる庁舎とします。

- 川崎市の魅力を伝えるための「おもてなし空間」を設け、川崎市の文化や歩み、最先端の取組などの情報を発信します。
- 長い年月にわたり、市民に親しまれてきた旧本庁舎の記憶や景観の継承に努めます。
- 周辺の街並みとの調和を図りながら、魅力ある空間づくりを行います。

基本目標⑤－まちづくり

今後のまちづくりや他の施策と相互に連携し、
防災や人の流れに配慮した、まちづくりに資する庁舎とします。

- 川崎駅周辺のまちづくりや他の施策と連携し、まちづくりの考え方に沿った機能や空間の充実を図ります。
- 富士見地区を含めた回遊性の強化とにぎわいの創出に資する空間とします。



市役所通りからの外観

■ 計画敷地概要

| | |
|------------|--|
| ・ 計画地 | 川崎市川崎区宮本町1番地 ほか |
| ・ 敷地面積 | 6,002.11 m ² (新本庁舎敷地) 1309.51 m ² (第2庁舎跡地広場) |
| ・ 法定建ぺい率 | 80% (商業・防火地域内の耐火建築物: 20% 緩和 ⇒ 100%) |
| ・ 法定容積率 | 800% ※「総合設計制度適用による建築物の容積率等の特例」を取得 |
| ・ 周辺道路現況幅員 | 南側: 県道主要地方道川崎府中 (市役所通り) ※県道 約 40.0m 西側: 砂子4号線 ※市道 (一部を将来道路拡幅) 約 6.0m、約 11.8m 北側: 宮本町4号線 ※市道 約 8.0m 東側: 宮本町1号線 ※市道 (将来道路拡幅) 約 8.5 ~ 9.0m |

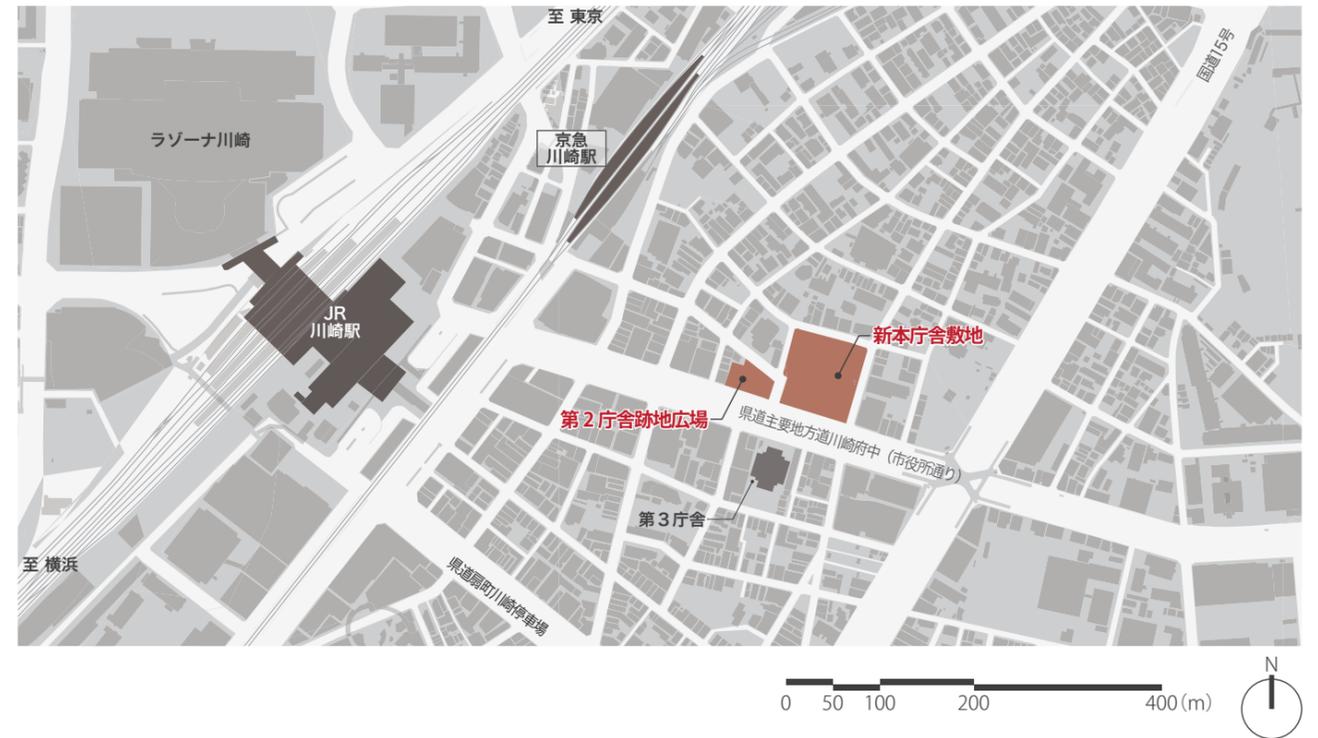
■ 法的規制

| | |
|--------------|-----------------------------|
| ○ 都市計画法 | |
| ・ 区域区分・用途地域 | 市街化区域・商業地域 |
| ・ 防火指定 | 防火地域 |
| ・ 駐車場整備地区 | 中央駐車場整備地区 |
| ・ 地区計画 | なし |
| ・ 土地区画整理事業区域 | 復興土地区画整理事業 / 第一工区 (完了) |
| ・ 都市施設 | 都市高速鉄道 (都市計画決定) |
| ○ 首都圏整備法 | 既成市街地 |
| ○ 景観法 | 景観計画区域 川崎市全域 (水のゾーン) |
| ○ 航空法 | 円錐表面範囲内 (第56条第3項) TP+約 120m |
| ○ 電波法 | 伝搬障害防止区域外 (第102条の3) |

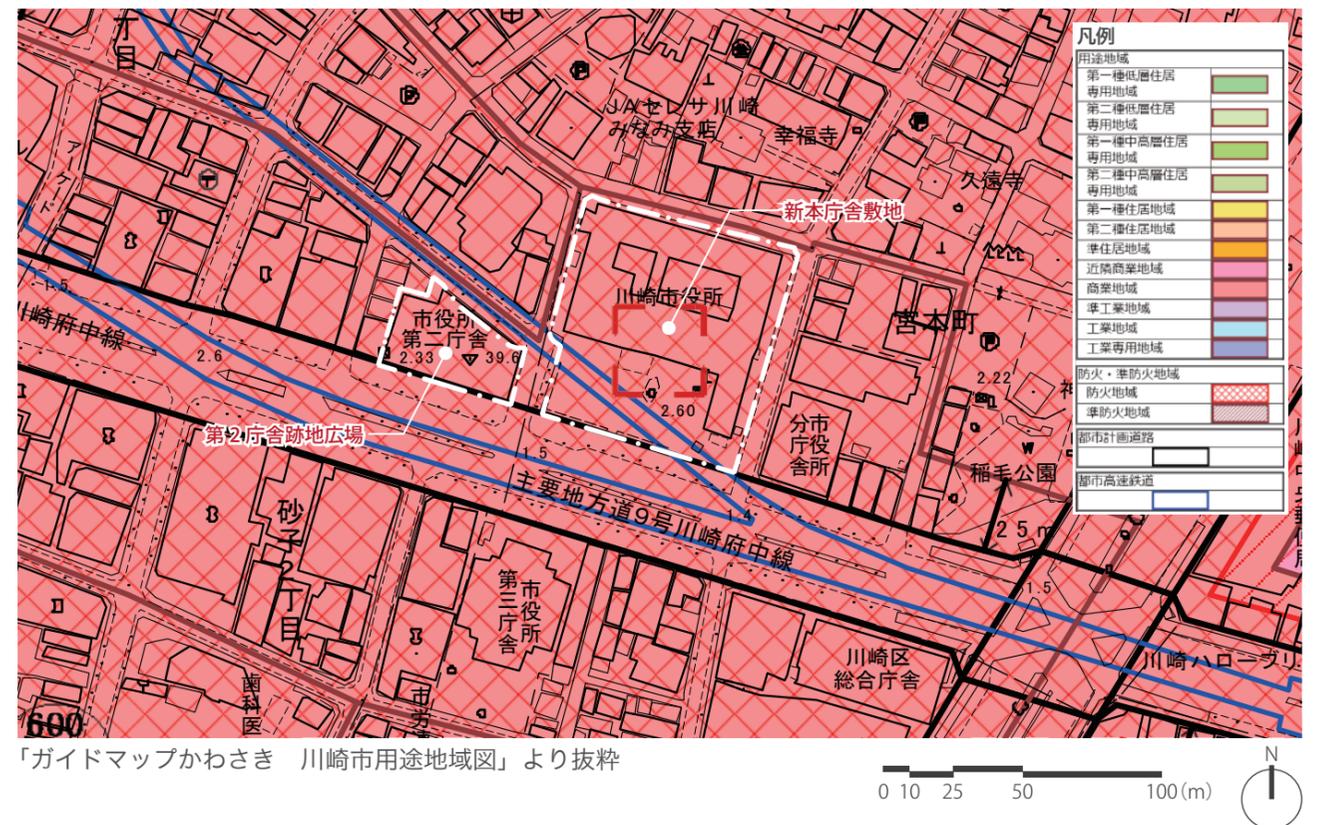
■ 新築建物概要

| | |
|------------|---------------------------------------|
| ・ 主要用途 | 庁舎 |
| ・ 構造種別 | 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 ※免震構造 |
| ・ 基礎形式 | 杭基礎 |
| ・ 建築面積 | 4,357.79 m ² |
| ・ 建ぺい率 | 72.61 % |
| ・ 延床面積 | 62,356.11 m ² |
| ・ 容積対象床面積 | 52,718.17 m ² |
| ・ 容積率 | 878.33 % ※「総合設計制度適用による建築物の容積率等の特例」を取得 |
| ・ 階数 | 地下2階 地上25階 + 免震層 |
| ・ 高さ | 116.97 m (建築物高さ: 111.62 m) |
| ・ 駐車場, 駐輪場 | 駐車: 162台 / 駐輪: 80台 / 自動二輪: 14台 |

■ 案内図



■ 用途地域図



「ガイドマップかわさき 川崎市用途地域図」より抜粋

■計画地周辺の地域特性

川崎駅周辺のまちづくりや他の施策との連携

○「川崎駅周辺総合整備計画」において、市役所本庁舎の敷地周辺は「シビックセンター核」と位置づけられており、同計画におけるまちづくりの考え方に沿って、機能や空間の充実を図っています。

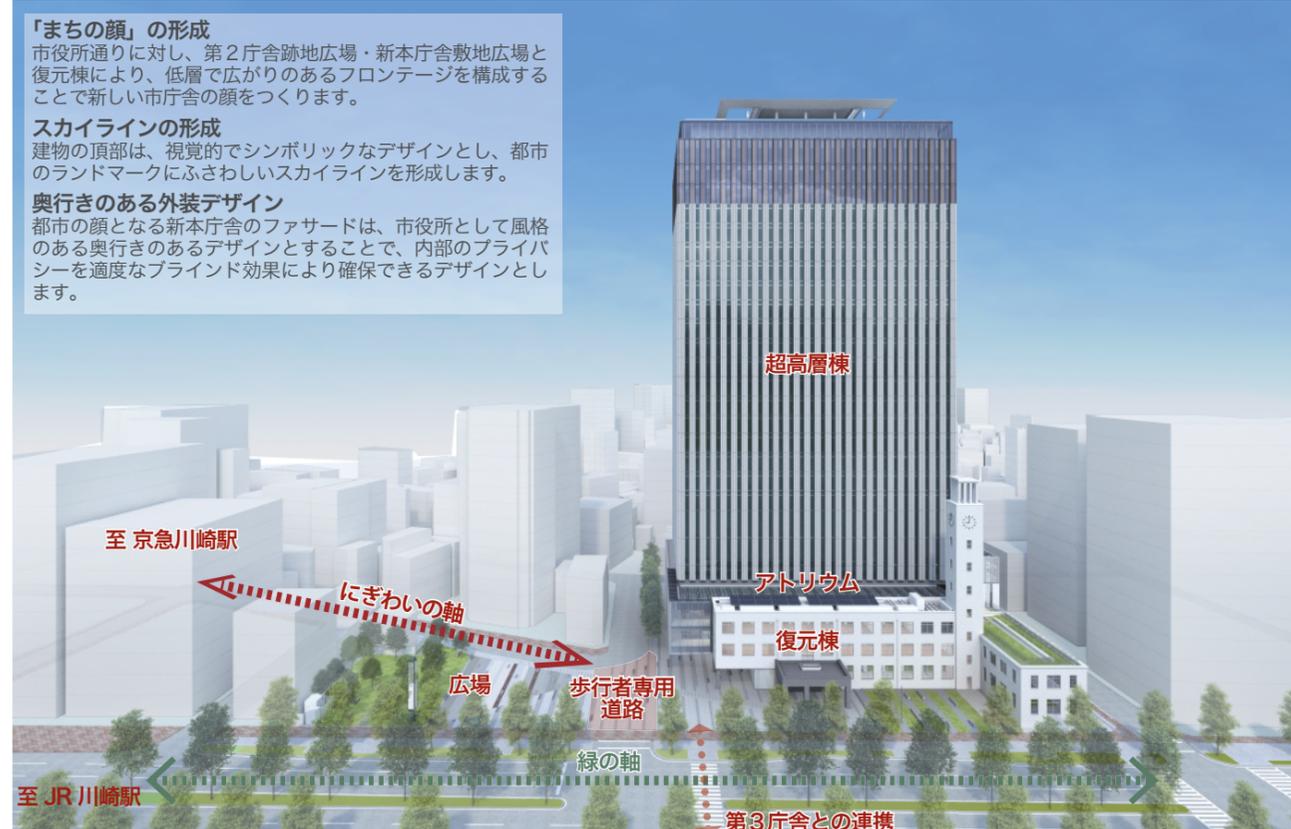
回遊性の強化とにぎわいの創出

○市役所通りは、川崎駅と「緑の拠点」である富士見公園地区を結ぶ「緑の軸」として位置付けられており、第2庁舎跡地はその中間点になることから、「うるおいの核」となる広場を整備します。
 ○京急通りは、京急川崎駅から本庁舎までの間に、小規模な小売店舗や飲食店が集積する街並みが形成されているため、「にぎわいの軸」として位置付け、その終点である市役所通りとの結節点に、情報発信や交流の場となる「にぎわいの核」を創出することで、旧東海道や駅周辺の商店街への回遊性を強化し、にぎわいの波及効果を生み出します。

■景観形成の考え方

川崎市景観計画との整合

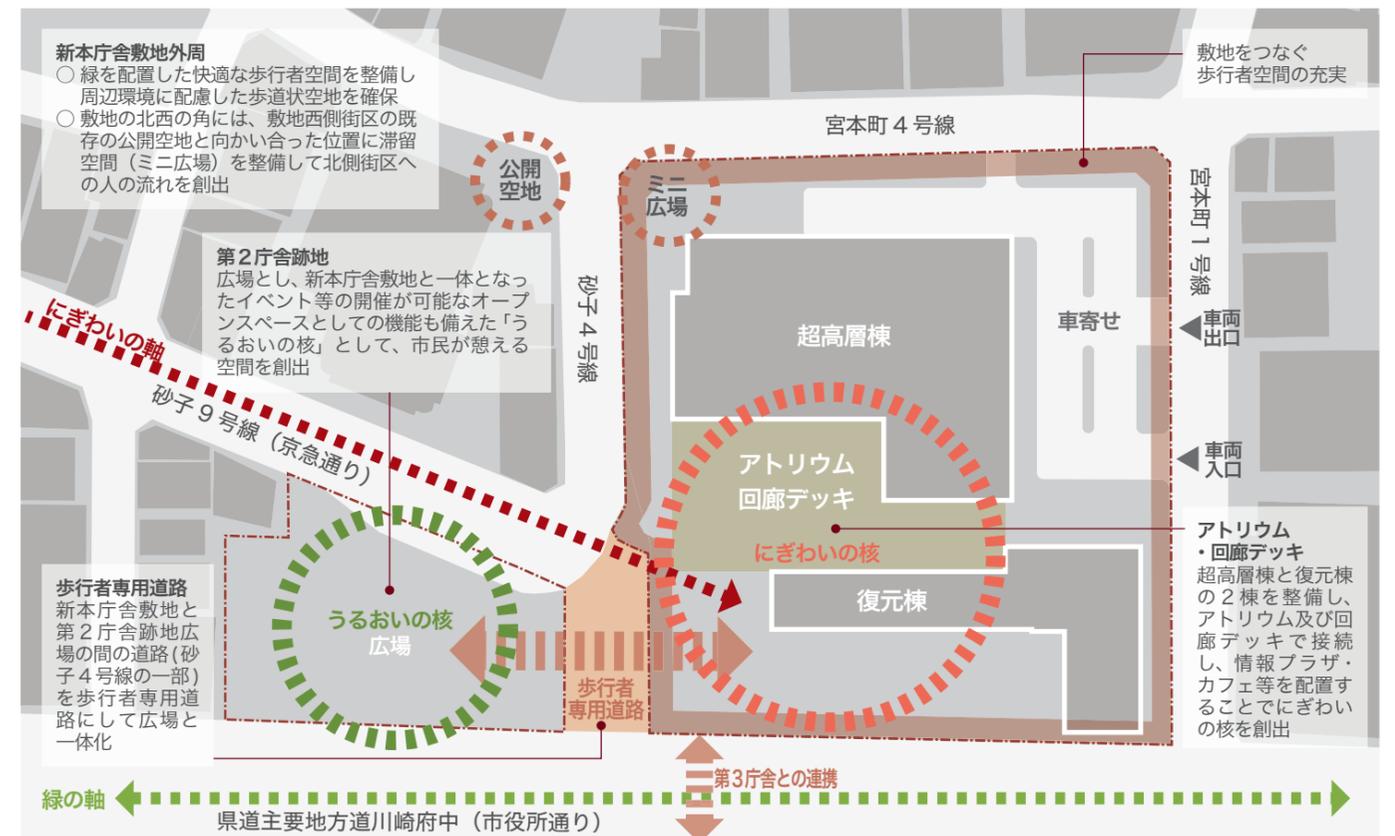
○計画地は、川崎市景観計画における景観ゾーン「水のゾーン」として定められています。計画にあたっては、本景観計画に則り、良好な景観の形成を図ります。



計画地全景



「川崎駅周辺総合整備計画」との連携



敷地の空間構成の考え方

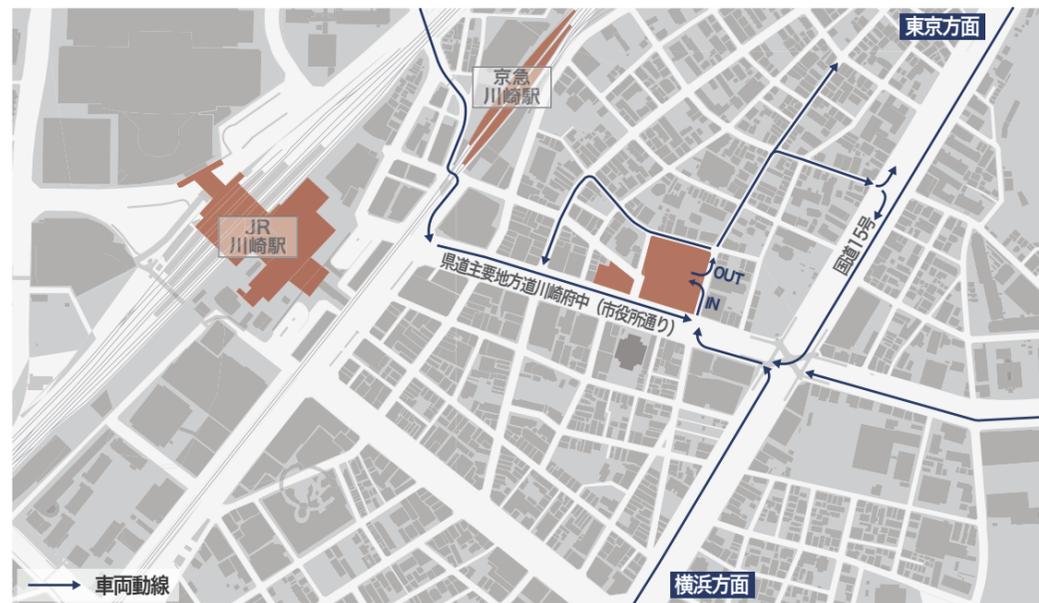
■動線計画

車両動線

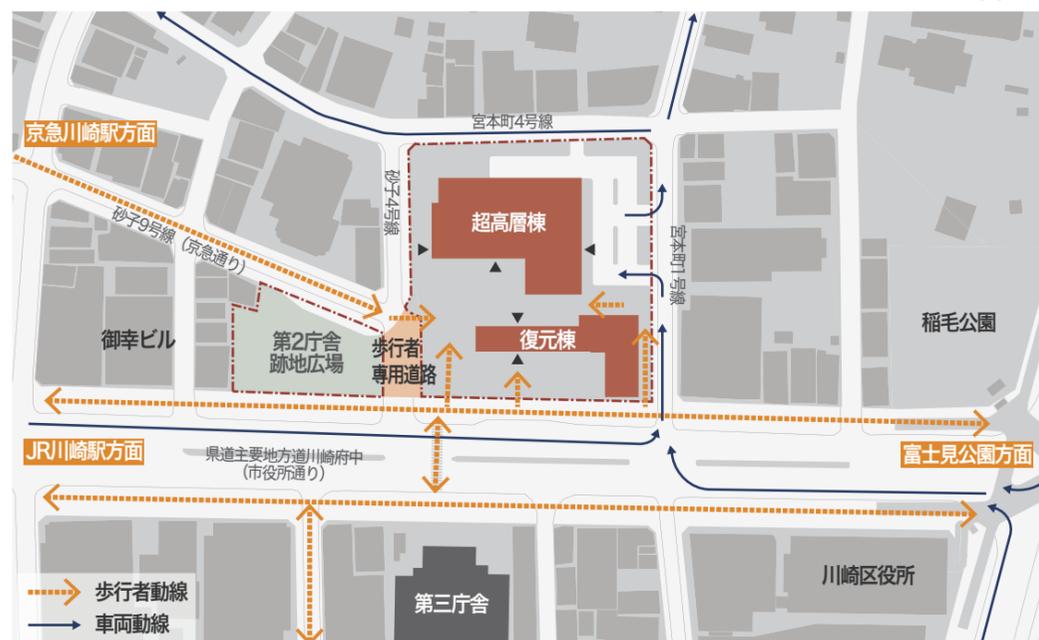
○敷地周辺道路の一方通行や出庫後のルート分散を考慮し、地下駐車場出入口と車寄せは新本庁舎敷地東側道路側に配置することで、国道15号等へスムーズに向かうことができる動線計画としています。

歩行者動線

○歩行者は主に市役所通りや京急通りを介してアクセスすることから、その結節点に広場を整備することにより、新本庁舎への導入部とするとともにまちのにぎわいに資する動線計画としています。



周辺市街地

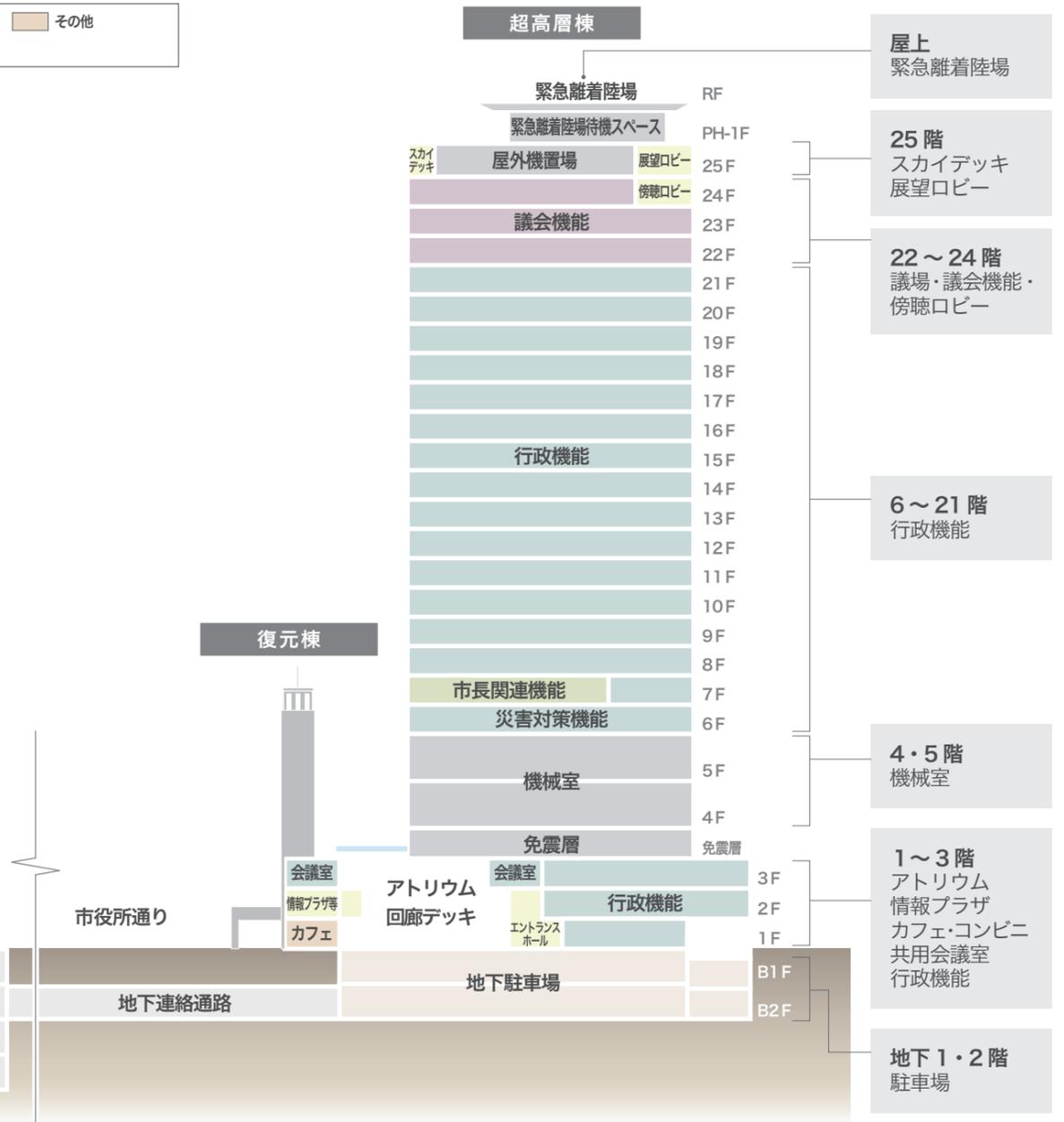


計画地周辺

■階層構成計画

- 超高層棟低層部(1～3階)及び復元棟は、半屋外のアトリウムと回廊デッキを取り囲むように情報プラザやカフェ、研修・大会議室、屋上庭園等を配置することにより、にぎわいを創出します。また、復元棟及び回廊デッキのセキュリティを他の部分と分離することにより、閉庁時には官民協働の会議・イベントスペース、災害時には多目的防災スペースにも転用できる共用会議室を配置します。
- 3階と4階の間に免震層を設け、その上層に機械室を配置します。
- 6～21階には行政機能を配置します。地震や水害の影響を受けにくい免震層上部階であり、かつ、地上階から比較的アクセスしやすい6階に災害対策諸室を配置します。また、災害発生時には市長が災害対策本部長となることから、災害対策本部室の直上の7階に市長関連諸室を配置します。
- 22～24階には議会機能を配置します。24階には傍聴ロビーを配置し、傍聴者が待機できるスペース及び議会情報の展示を行うことができるスペースを設け、25階の展望ロビーと双方を行き来できる計画とします。
- 25階には建物外周に沿って展望ロビー及びスカイデッキ(半屋外)を配置し、市内及び東京・横浜方面を一望できる計画とします。
- 地下には来庁者用駐車場を設け、最上部には緊急離着陸場を設けます。

エリア凡例



階層構成図